

公立大学法人福岡県立大学ガバナンス・コード

2025（令和7）年10月28日策定

はじめに

当法人が経営する福岡県立大学は、西日本において数少ない公立の保健・福祉系大学として、「学生ファースト」を掲げ、真理を探究する精神と豊かな創造性に富んだ人材の育成に取り組み、地域の文化の向上や保健・福祉の増進及び発展に寄与し、地域社会への貢献を志向した研究や社会活動を積極的に展開しています。また、その大学憲章において、学生、教員、職員が共に目指すべき行動の指針として、人間性の原則、地域性の原則、専門性の原則、多様性の原則、そして一体性の原則の5つを掲げ、地域に深く根ざし、地域とともに発展する公立大学となることを使命としています。

一般的に公立大学法人においては、設立団体である地方自治体との関係を鑑みると高い公共性が求められており、その組織内部において、適切な執行と監督の仕組みを構築するとともに、経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすことは非常に重要であり、これは当法人においても同様です。

以上から、当法人が多様な声に耳を傾けながら、自主的・自律的に教育と研究の質の向上を図り、以て地域社会に貢献し続けることができるよう、強固なガバナンス体制を築くとともに、そのことを関係者に対して明らかにするため、本ガバナンス・コードを策定し、公表します。

*他の公立大学においては、一般社団法人公立大学協会が策定した「公立大学ガバナンス・コード」への「適合状況」を公表している大学もありますが、同協会は、法人ではなく大学（ないしは学長）を会員とする組織であることから、当法人としては、主として法人の責務である「ガバナンス」について法人自らが「コード」を策定することが適切であると判断しました。

*「法人のガバナンス・コードである」という同じ理由により、大学の業務の大宗を占める「教育・研究」の内部質保証そのものについては、中央教育審議会大学分科会が定めた「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日）及び「同指針（追補）」（令和5年2月24日）を踏まえ、学校教育法に基づく自己点検・評価をもとに外部評価機関による機関別認証評価を受けることから、本コードにおいては記述しないものとします。

1 設立理念や中期目標を踏まえた中期計画の策定とその実現のための体制の構築

当法人は、大学の設立理念や、地方独立行政法人法に基づき設立団体である福岡県が策定する中期目標を踏まえた中期計画を策定し、その実現に向けて、自主的・自律的・戦略的に経営する体制を構築するとともに、その成果の検証を行い、以後の取組みに反映させる仕組みを整備します。

2 理事長の責務

当法人の理事長は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限發揮し、地域社会に対する役割を果たし続けるため、リーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見を踏まえて法人経営、即ち、予算・人事・組織編制等における戦略的な資源配分を行います。

3 理事会、経営協議会、教育研究協議会、学長選考会議、監事の責務と体制整備

当法人は、理事会、経営協議会、教育研究協議会における審議を充実させるとともに、学長選考会議における選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務を明確化し、法人経営を支える体制を整備します。

4 地域社会との連携・協働と情報公開

当法人は、県民や地域社会から理解と支持を得るため、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究及び社会貢献活動に係る様々な情報についても、可能な限り分かりやすく公表し、活動の透明性を確保するとともに、その成果を地域社会に還元します。

また、内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保します。